

監査法人の組織的な運営に関する原則 (監査法人のガバナンス・コード)の改訂

齊藤貴文 金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長

小作恵右 金融庁企画市場局企業開示課課長補佐

一 はじめに

令和五年三月二四日、金融庁に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」(座長・八田進二青山学院大学名誉教授。以下「有識者検討会」という)において取りまとめられた、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「改訂版コード」という)が公表された(注一)。平成二九年三月に監査法人のガバナンス・コード(以下「コード」という)が策定された後、初めての改訂となる。

上場企業等の監査を担う監査法人はもちろんのこと、被監査会社、株主および資本市場の参加者等において、今般の改訂(以下「本改訂」という)についての理解が深まり、各監査法人の創意工夫により実効的な組織運営の実現に向

けた改革が強力に進められていくことが重要である。

こうした観点から、本稿では、本改訂の経緯、内容および当局における監査法人の取組の実効性を確保するための対応等について解説する。なお、本文中、意見にわたる部分は、筆者らの個人的見解である。

二 本改訂の経緯

コードは、大手上場企業等の監査を担う監査法人における組織的な運営を確保するとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、平成二九年三月三十一日に策定され、約六年が経過した。これまでコードの受入れを表明した監査法人は一九に至っている(図表1参照)。

こうした中、上場企業等の監査の担い手の裾

目次

- 一 はじめに
- 二 本改訂の経緯
- 三 本改訂の内容
 - 1 上場企業等を監査する監査法人が果たすべき役割
 - 2 中小監査法人による受入れに馴染む工夫等
 - 3 透明性確保のための適切な情報開示
- 四 適用対象等
- 五 日本公認会計士協会への期待
- 六 当局の対応
- 七 おわりに

野が拡大するなどといった会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、上場企業等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入等を内容とする「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」(令和四年法律第四一号。以下「改正法」という)が令和四年五月一八日に公布された(図表2参照)。また、これに伴う関連政府令として、改正法の施行日を令和五年四月一日とする「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和五年政令第一四号)」のほか、「公認会計士法施行令等の一部を改正する政令(令和五年政令第一五号)」および「公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和五年内閣府令第九号。以下「改

〔図表1〕 監査法人のガバナンス・コードを採用した監査法人のリスト（令和5年3月24日現在）

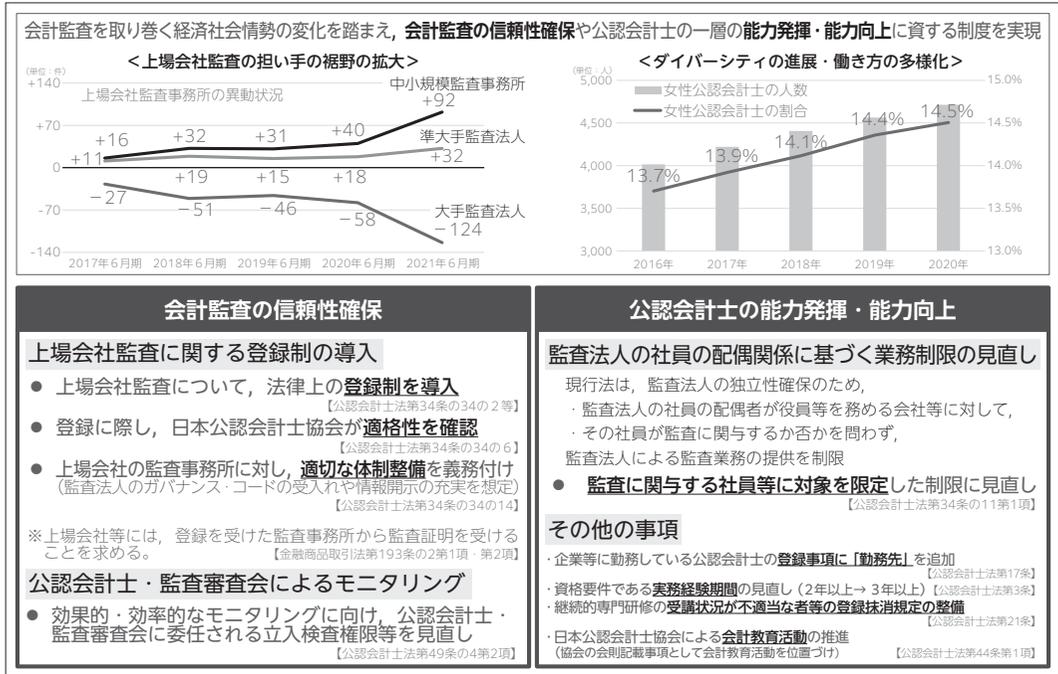
	監査法人名	法人のウェブサイトのアドレス（URL）	コードの適用状況の公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）
1	有限責任あざさ監査法人	https://home.kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa.html	https://kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa/stakeholders/azsaquality.html
2	かがやき監査法人	https://www.kagayaki-audit.com/index.html	https://www.kagayaki-audit.com/quality.html
3	仰星監査法人	https://www.gyosei-grp.or.jp/	https://www.gyosei-grp.or.jp/principle/
4	三優監査法人	https://www.bdo.or.jp	https://www.bdo.or.jp/ja-jp/about/about-bdo-sanyu/approach-toimprovement-of-audit-quality
5	EY新日本有限責任監査法人	http://www.shinnihon.or.jp/	https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc/ey-shinnihonaudit-quality-report
6	清陽監査法人	http://www.seiyo.or.jp/	http://www.seiyo.or.jp/taiou/
7	太陽有限責任監査法人	https://www.granthornton.jp/aboutus/audit/	https://www.granthornton.jp/aboutus/audit/governance/
8	有限責任監査法人トーマツ	http://www.deloitte.com/jp	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/aboutdeloitte/articles/audit/audit-quality-report.html
9	東陽監査法人	https://toyo-audit.jp/	https://toyo-audit.jp/quality/
10	ひびき監査法人	https://pkf-hibiki-audit.com/	https://pkf-hibiki-audit.com/about-us/
11	PwCあらた有限責任監査法人	https://www.pwc.com/jp/ja/aboutus/member/assurance.html	https://www.pwc.com/jp/ja/aboutus/member/assurance/governance-code.html
12	PwC京都監査法人	https://www.pwc.com/jp/ja/kyoto.html	https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/member/kyoto/transparencyreport.html
13	アーク有限責任監査法人	https://www.ark-audit.com/	https://www.ark-audit.com/governance_code.php
14	清稜監査法人	https://seiryu-audit.or.jp/	https://seiryu-audit.or.jp/aboutus/index.html
15	井上監査法人	http://www.inouekansa.jp/index.html	http://www.inouekansa.jp/governancecode.html
16	監査法人A&Aパートナーズ	https://www.aap.or.jp/	https://www.aap.or.jp/about/management/
17	清友監査法人	https://www.seiyu.or.jp/	https://www.seiyu.or.jp/about/
18	監査法人アヴァンティア	https://www.avantia.or.jp/	https://www.avantia.or.jp/quality
19	應和監査法人	https://www.ohwa-audit.co.jp/about/group/ohwa/	https://www.ohwa-audit.co.jp/about/governancecode/

正府令」という）が令和五年一月二十五日に公布（注二）された（図表3参照）。

改正法による改正後の公認会計士法（昭和二十三年法律第一〇三号）三四条の三四の二の登録を受けた公認会計士または監査法人の業務管理体制として、改正府令による改正後の公認会計士法施行規則（平成一九年内閣府令第八一号。以下「施行規則」という）で、業務の品質の管理の状況等に係る評価結果等を公表する体制（施行規則九三条）や経営管理の状況等を公表する体制（施行規則九五条）、さらに組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制および当該原則の適用状況を公表するための体制（施行規則九六条）などの整備を義務づけた。コードがこの組織的な運営に関する原則として金融庁長官に指定されており、上場企業等を監査する監査事務所は、コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することとされた。

これらは、令和三年一月二日に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会（令和三年事務年度）論点整理——会計監査の更なる信頼性確保に向けて」（注三）（以下「在り方懇談論点整理」という）

〔図表2〕 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年5月成立）概要

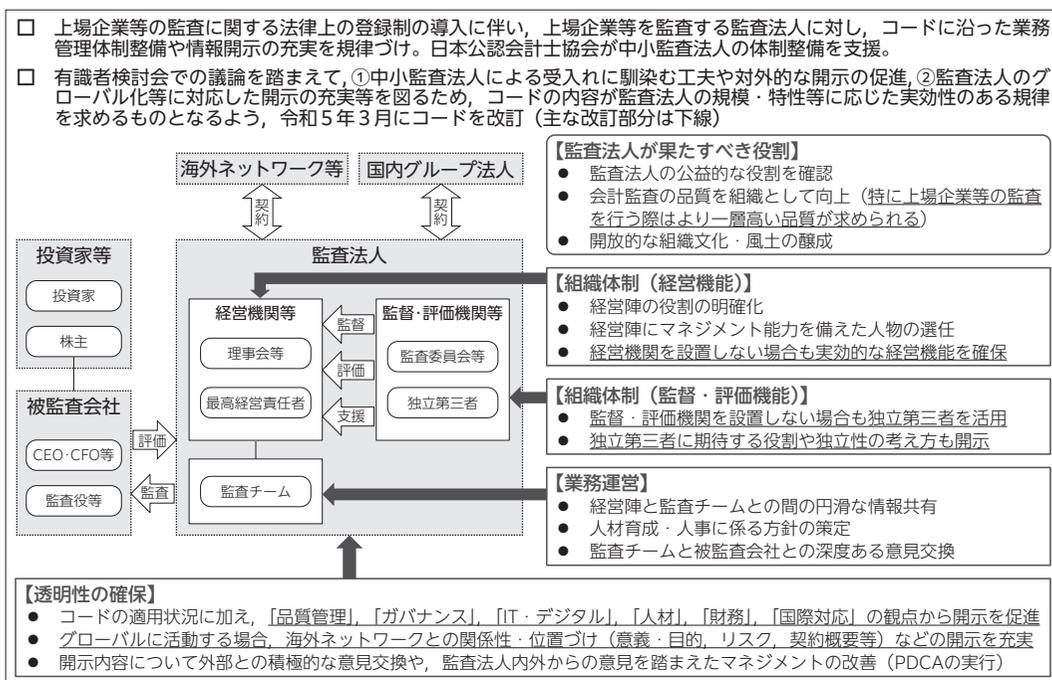


〔図表3〕 公認会計士法改正に伴う改正政府令の概要

<p>□ 令和4年公認会計士法改正に伴う改正政府令を令和5年1月25日に公布（施行は4月1日）。</p>	
<p>I. 上場会社監査に関する登録制の導入</p>	
<p>1. 「上場会社等」の範囲 [政令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録しなければ監査することができない「上場会社等」の範囲を規定 <ul style="list-style-type: none"> 株券等を上場している者 株券等を上場しようとする者（IPOのための有価証券届出書を提出する者）等 	<p>2. 登録拒否要件 [政令・内閣府令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録に必要な社員の最低人数を「5人」とする [政令] 上場会社等の監査業務を公正・的確に遂行するための体制として、以下の体制整備を求める [内閣府令] <ul style="list-style-type: none"> 人的体制（以下を含む） <ul style="list-style-type: none"> 上場会社等の監査経験を有する社員が過半数いること 過去の品質管理レビューで極めて重大な不備がなかったこと 改訂品質管理基準を踏まえた体制（以下を含む） <ul style="list-style-type: none"> 品質管理専担部門の設置（又は主として従事する者の選任）
<p>3. 業務管理体制の整備 [内閣府令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場被監査会社の属性に応じて、十分な知見を有する公認会計士を監査チームに配置するための体制を整備 監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を行う体制、コードの適用状況を公表するための体制を整備 	<p>4. 情報開示のための体制整備 [内閣府令]</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質管理システムの状況、自己評価の結果・その理由、改善策等を公表する体制の整備(法定の説明書類での開示) 経営管理の状況、IT監査の状況、人材確保の状況等を公表する体制を整備
<p>II. 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 業務制限が適用される社員の範囲を規定 [政令] <ul style="list-style-type: none"> 監査に関与する社員 関与社員を管理する地位にある社員 品質管理担当社員等 	<p>III. その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等に勤務する公認会計士の登録事項として、企業等の名称、勤務する施設の名称・所在地を追加 [府令] 公認会計士登録が抹消される継続的専門研修の不受講期間を「3年」とする [府令]

〔図表4〕 監査法人のガバナンス・コード改訂の主なポイント

(平成29年3月策定、令和5年3月改訂)



や、令和四年一月四日に公表された「金融審議会公認会計士制度部会報告——上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて」（注四）（以下「制度部会報告」という）において、上場企業等を監査するすべての監査事務所に対する体制整備や情報開示に係るより高い規律づけとして、コードの受入れや充実した情報開示を求めるとされていることを踏まえたものである。

三 本改訂の内容

本改訂の概要は、図表4のとおりである。本改訂は、上場企業等を監査する中小監査法人による受入れに馴染む工夫を図るとともに、グローバルネットワークに加盟している場合等はその関係を明らかにするなど、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう見直すとともに、市場参加者等に対して充実した開示を促すものとなっている。

コードは、監査法人の組織としての監査の品質の確保に向けた五つの原則（①監査法人が果たすべき役割、②組織体制（経営機能）、③組織体制（監督・評価機能）、④業務運営、⑤透明性の確保）から構成されているが、いずれの原則も上場企業等を監査する監査法人であれば実践され

るべきとの有識者の意見を踏まえ、本改訂は、原則の構成は変えず、指針の新設または修正等により行われている。

また、各原則を適切に履行するための指針については、監査法人にすべての指針の実施を一律に求めるのではなく、各原則の趣旨・考え方を理解した上で、規模・特性等を踏まえて各指針を実施すべきとの有識者の意見を受けて、本改訂では、監査法人が規模・特性等を踏まえて原則または指針を実施することを明らかにするとともに、各原則の理解の助けとなるよう「考え方」の記載内容を充実させている。

以下、原則・指針の順に従って、改訂された点について解説を行う。

1 上場企業等を監査する監査法人が果たすべき役割

原則一では、「監査法人が果たすべき役割」として、「監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである」とされている。

原則一の「考え方」では、上場企業等の監査

を担う監査法人は、その規模にかかわらず、一定の監査品質の確保が必要であるとの有識者の意見を踏まえ、これまでの公益的な役割に加え、「特に、上場企業等の監査を行う監査法人には、その規模にかかわらずより一層高い会計監査の品質を確保するための組織的な体制整備が求められる」ことを強調している。

指針一―五では、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む）の位置づけについての考え方に加えて、「利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているか」を明らかにすることを求めている。非監査業務の位置づけは、人材育成などのポジティブな面と利益相反などのネガティブな面の双方を含む考え方や業務に与える影響を意味しているが、「組織としての会計監査の品質の確保」の観点から、利益相反や独立性の懸念が生じる場合はその対応策も明らかにする必要がある。なお、社会全体で兼業・副業が普及・促進されている状況のほか、中小監査法人では、社員の兼業が認められているところが多く、個人事務所で税務業務などが行われている状況にかんがみ、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、「人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか」を明らかにすることを求めている。

指針一―六では、監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、「グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているか」を明らかにすることを求めている。

大手監査法人だけでなく中小監査法人においても、グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行うことがみられるが、このような関係は、共通の監査ツールの開発やITへの投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを持続的に向上させる効果が期待される反面、監査法人の意思決定に影響を与え得ることなどにより、会計監査の品質の確保やその持続的に向上に支障をきたすリスクを生じさせる可能性がある。特に、このような関係が、個々のグローバルネットワークやグループにおける契約等によって構成されているため、その関係性や位置づけが明らかにされていない場合、会計監査の品質の確保やその持続的に向上に及ぼす利益とリスクを資本市場の参加者等が十分理解することが困難になる。グローバルネットワークやグループとの関係性に関して十分な開示を行うことは、資本市場の参加者等からの監査への信頼性の確保につながることも、資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価する

上で重要である。このような観点から、グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行っている監査法人が果たすべき役割として、指針一―六が新たに策定され、指針五―三では、次の項目について開示することを求めている。

- ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
- ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

このほか、原則一の「考え方」では、これまで「被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである」とされている。

たが、職業的懐疑心の発揮を妨げる要因が会計監査の構造にだけ起因するものではないことから、監査法人が果たすべき役割として、「構成員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備に留意すべきである」と改めることとした。

2 中小監査法人による受入れに馴染む工夫等

(1) 実効的な経営機能の確保

原則二では、「経営機能」として、「監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである」とされている。

大手監査法人では、意思決定機関と執行機関を分ける例がみられる一方で、中小監査法人の多くは、無限責任監査法人として無限責任社員が相互に監視してガバナンスを効かせられるなどの理由から、特別な経営機関を置かず代表社員を中心として組織的運営を行っている。公認会計士法上、監査法人に特別な機関等を設けることは求められていないが、特に上場企業等の監査を担う監査法人は、法人形態その他の形式的または実質的な違いにかかわらず、会計監査の品質の確保およびその持続的向上を図る観点から、実効的な経営機能を有することが必要である。

こうした考え方に基づき、原則二では、これまで経営機関の設置を必須としてきた規定を改め、指針二―一では、「規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである」と規定するとともに、指針二―三では、「経営機関の構成員」を「経営機能を果たす人員」に改めることとした。

(2) 独立性を有する外部の第三者の知見の活用

原則三では、「監督・評価機能」として、「監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである」とされている。

大手監査法人では、監督・評価機関に独立第三者を含める例や独立機関を設置する例がみられる一方、中小監査法人の多くは監督・評価機関を設けていないが、その中には、たとえば、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させている例もみられる。

こうした状況を踏まえ、上場企業等を監査する監査法人であれば、監督・評価機関を設けないとした場合であっても、創意工夫して独立性を有する第三者の知見を活用すべきであることから、指針三―一では、「規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保

すべきである」と規定するとともに、指針三四では、「監督・評価機関の構成員」を「監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者」に改めることとした。

また、原則三の「考え方」には、独立性を有する第三者の知見を活用する方法を例示しているが、活用のあり方はさまざまである。独立性を有する第三者を活用するに当たっては、規模やガバナンス体制、組織的な業務運営上の課題等を踏まえて、独立性を有する第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすることが重要であることから、指針三一二では、「当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである」と規定した。併せて、指針五一二では、「独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方」を開示することを求めているため、各監査法人において、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するに当たって、独立性を有する第三者が期待する役割に従って貢献できているか、活動状況等も含めて開示することに留意する必要がある。

(3) 規模・特性等を踏まえた業務運営

原則二の「経営機能」や原則三の「監督・評価機能」と同様、監査法人の業務運営も、規模・特性等を踏まえて行われることを明確にするため、原則四では、「監査法人は、規模・特

性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである」とした。

指針四一三では、「法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること」を求めている。特に、中小監査法人の多くは、eラーニングの仕組みが整備されていないほか、監査実施者の経験や能力、被監査会社の業種などに応じた研修を提供することが困難となっている状況であるため、所属する公認会計士が業務と並行して能力開発に十分取り組むことができる環境整備に向けて、創意工夫して取り組んでいく必要がある。

3 透明性確保のための適切な情報開示

原則五では、「透明性の確保」として、「監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるように、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである」とされている。

制度部会報告において、上場企業等を監査する監査法人に対して情報開示に係るより高い規律づけを求めるとされ、その情報開示の内容として、「例えば、①品質管理、②ガバナンス、

③IT・デジタル、④人材、⑤財務、⑥国際対応の六つの観点が考えられるとの意見があった」と記述されていることを踏まえ、施行規則では、経営管理の状況等を公表する体制の整備を義務づけた。これを受けて、指針五一二では、「品質管理」、「ガバナンス」、「IT・デジタル」、「人材」、「財務」、「国際対応」の観点から、次の項目について開示することを求めている。

- ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQ I・Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報
- ・ 監査法人における品質管理システムの状況
- ・ 経営機関等の構成や役割
- ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢

献及び独立性に関する考え方

- ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応

・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）

・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針

・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況

・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況

・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価

これらの項目ごとの重要性は、監査法人の規模・特性等によって異なると考えられ、上場企業等を監査するすべての監査法人に一律の項目の開示を求めることは適切ではない。上場企業等を監査する監査法人が、自身にとって重要と考えられる項目を主体的に判断し、創意工夫に

よって充実した情報開示を行うことが期待される。

また、施行規則では、組織的な運営に関する原則の適用状況を公表するための体制の整備を義務づけており、指針五―一では、「本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである」としている。

コードの適用については、これまでコンプライ・オア・エクスプレインの手法による枠組みとなっていたが、前述のとおり公認会計士法令の中にコードが取り込まれることになった後も、この枠組みは変わらない。

本改訂では、丁寧なエクスプレインはコンプライと同等の価値があるといった認識を共有することが重要であるとの有識者の意見を踏まえ、「前文」において、「各監査法人の規模・特性等を踏まえて原則又は指針を実施することが合理的でないと考えられる場合には、その原則又は指針を実施しない理由や代替的に実施している手法などを、十分かつ具体的に説明すること」を求めている。なお、原則および指針の実施方法の変更や、現在実施していない原則または指針を将来実施する方向であることが決まっている場合については、それらに関しても説明することが望ましい。

四 適用対象等

改訂版コードの適用対象は、上場企業等の監査を担う監査法人となるが、それ以外の監査法人において自発的に適用することを妨げるものではない。

また、上場企業等の監査を担う共同事務所や個人経営の監査事務所は、改訂版コードにおける「監査法人」を「監査事務所」に読み替えて適用し、コンプライ・オア・エクスプレインの手法により、実効的な組織運営を実践していることを説明する必要がある。

なお、施行規則の規定については、所要の経過措置を置いている（改正府令附則二―二条）が、経営管理の状況等を公表する体制（施行規則九五―五）や組織的な業務運営体制（施行規則九六―条）についての規定は、改訂された「監査に関する品質管理基準」の実施日と同一の令和六年七月一日（大規模監査法人にあっては、令和五年七月一日）以後最初に開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用することとしている。これらの体制が整備された後のしかるべきタイミングで、改訂版コードの適用状況や経営管理の状況等が公表されることとなる（注七）。

五 日本公認会計士協会への期待

日本公認会計士協会においては、上場企業等の監査を担う監査法人に対してより高い規律づけを行うため、「上場会社等監査人登録制度」の適切な運営や中小監査事務所の基盤整備の支援が求められる。

日本公認会計士協会は、品質管理レビューを通じて、各監査法人の改訂版コードに沿った業務を実施する体制やコードの適用状況等を公表する体制が整備されているか、上場企業等を監査する監査法人の適格性を確認することとし、そのために中小監査法人へより多くのリソースを配分し、ガバナンス体制を含む品質管理システムの有効性の検証に重点を置くこととしている。併せて、中小監査法人の体制整備の指導・支援を行うこととしている。

この点について、有識者検討会でも、品質管理レビューを通じた適格性の確認に係る具体的な判断基準・手続を策定することや、レビューアーの質および量を充実させることが必要であるといった意見が出ており、これらの意見を踏まえ、日本公認会計士協会において、適格性の確認手続の策定等に向けて具体的な検討が進められている。

本改訂を受けて、各監査法人は、創意工夫により、実効的な組織運営の実現のための改革を

強力に進め、自らの規模・特性等を踏まえて適切な体制を整備し、コードの適用状況を各法人の実態に沿って具体的に説明する必要がある。このことが担保されるよう、日本公認会計士協会が、これまでの自主規制における知見や経験を活用し、職業専門家団体としての十分な指導・監督機能を発揮していくことが期待されている。

また、日本公認会計士協会においては、中小監査事務所の育成支援の一環として、現に上場企業等の監査を行っている個人経営の監査事務所の監査法人への移行に向けた取組みを計画的に進めていくことも期待されている。

六 当局の対応

金融庁では、従来から、コードを採用した監査法人における実効的な組織運営に向けた改革の実施状況をフォローアップするとともに、公認会計士・監査審査会においては、各監査法人がコードの趣旨を踏まえて構築・強化した体制の実効性を検証しているが、これらの取組みは本改訂後も継続していき、必要に応じて、コードの見直しを検討していくこととした。

また、金融庁としては、改訂版コードを踏まえた監査法人の取組み等を資本市場の参加者等が適切に評価できる環境を整備することが重要であると考えており、日本公認会計士協会とも

連携しながら、監査法人の実効的な組織運営を実現するための取組みを後押ししていくこととしたい。

七 おわりに

上場企業等を監査する中小監査法人においては、日本公認会計士協会による指導・支援を通じて、改訂版コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備していく必要があるが、改訂版コードをいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの規模・特性等を踏まえた自律的な対応が求められることとなる。このことは、現行のコードをすでに適用している監査法人にとっても同様であり、コードの改訂箇所に沿って表面的に対応するのではなく、本改訂を機に実効的な組織運営を実現できているかどうか再点検を行い、自主的な改善に向けて取り組むことも重要であると考えられる。

上場企業等の財務報告における信頼性の確保は、わが国資本市場の適切な機能発揮のために不可欠である。資本市場を支える重要なインフラである会計監査の品質を向上させるため、各監査法人が、改訂版コードを実践し、会計監査をめぐる状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの創意工夫により、実効的な組織運営の実現のための改革をさらに

強力に進めていくことを期待したい。

(注一) 金融庁「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の改訂について(令和五年三月二十四日)(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324/20230324.html>)。

(注二) 金融庁「令和四年公認会計士法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」(令和五年一月二十五日)(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230125/20230125.html>)。

(注三) 金融庁「『会計監査の在り方に関する懇談会(令和三事務年度)』論点整理の公表について」(令和三年一月二二日)(<https://www.fsa.go.jp/news/3/singi/20211112.html>)。

(注四) 金融庁「金融審議会『公認会計士制度部会』報告の公表について」(令和四年一月四日)(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/losin/20220104.html)。

(注五) 有識者検討会は、平成二八年七月以降五回にわたり開催され、コード策定に向けた議論を行った。本改訂に向けた議論は令和四年一〇月以降三回開催された。

(注六) 改訂案について、令和四年二月二六日から令和五年一月三一日までの間、パブリックコメント手続が行われた。その結果、改訂案については、三の個人および団体から意見が提出された。

(注七) 公表媒体を特段定めていないが、たとえば「監査品質に関する報告書」など、一般に閲

覧可能な文書等により公表されることとなる。また、日本公認会計士協会は、主に中小監査事務所への支援の観点から、施行規則九五条および九六条による公表事項を記載するための自主規制上の書類として、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の作成・公表を求めるところとしている。なお、改訂前のコードでは、一般に閲覧可能な文書として、「透明性報告書」を例示していたが、当該名称は実務に浸透していなかったため、本改訂では「透明性報告書」を削除している。

(さいとう・たかふみ
おざく・けいすけ)

商事法務研究会入会のご案内

当会では、年会費60,000円(不課税)で、旬刊商事法務の無償提供のほか、多数の会員特典をご提供しています。定期購読者の皆様は当会への入会をぜひご検討ください。

- ・旬刊商事法務データベース(創刊号～最新号)へのアクセス権
- ・会員定例解説会への参加資格
- ・株式会社商事法務刊行書籍の割引販売(2割引)

その他特典・お申込み方法は、当会HP「入会・購読のご案内」をご覧ください。

お問い合わせ先

会員管理担当 電話: 03 (6262) 6725

E-mail: order@shojihomu.or.jp